

注 文 書

- 1 契約番号 2025001087
- 2 件 名 小学校温風暖房機保守点検業務
- 3 場 所 大崎市古川二ノ構 7－6 7 外
- 4 期 間 契約日の翌日から
令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会教育総務課

小学校温風暖房機保守点検業務仕様書

1 業務箇所

別表のとおり

各施設の暖房機設置状況は、別紙のとおり

2 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月19日まで

3 目的

市内の小学校に設置されたFF式温風暖房機について、正常に作動し安全な運転ができるよう点検を行い、人命並びに財産の保護に万全を期すことを目的とする。

4 業務内容

(1) FF式石油温風暖房機整備・点検

ア 暖房機本体の点検整備・清掃（軽微な部品交換及び消耗品の交換が必要な場合は点検時に交換する。交換の費用は別途見積もりとする。）

イ 油配管の点検（ゴム製送油管の交換が必要な場合は点検時に交換する。交換の費用は別途見積もりとする。）

ウ 油タンクの点検（地下タンクは除く）

エ 燃焼試験

(2) その他

ア 点検は冬期始業前に1回行うこと。

イ 点検の結果、部品の交換が必要となった場合は別途見積もりとする。また、修理不能の場合は速やかに連絡すること。

ウ 点検済みのFF式石油温風暖房機が始業時に不具合あるときは、無償により速やかに再度整備・点検をすること。（暖房機毎に対応すること。）

また、各学校から機器操作について連絡があれば無償により対応すること。

エ 業務完了後、報告書を提出のこと。

5 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規

則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(別表)

所 在 地	学 校 名	備 考
大崎市古川二ノ構 7－6 7	古川第一小学校	
大崎市古川福沼三丁目 1 6－1	古川第二小学校	
大崎市古川金五輪一丁目 1 3－1	古川第三小学校	
大崎市古川大宮八丁目 2－1	古川第四小学校	
大崎市古川穂波三丁目 5－7	古川第五小学校	
大崎市古川石森字石神 1 0－1	敷玉小学校	
大崎市古川荒谷字樋ノ口 6 2 番地 2	古川北小学校	
大崎市松山下伊場野字大柳 2 2	下伊場野小学校	
大崎市三本木字天王沢 1 9	三本木小学校	
大崎市鹿島台平渡字上戸 1	鹿島台小学校	
大崎市岩出山字城山 3 1	岩出山小学校	
大崎市田尻通木字一所谷 1 0－3	田尻小学校	
大崎市田尻沼部字山崎一 7	沼部小学校	
大崎市田尻大貫字境 3 7－1	大貫小学校	

参考明細書

小学校温風暖房機保守点検業務

大崎市教育委員会教育総務課

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
古川第一小学校		台	69			古川地域
古川第二小学校		台	53			〃
古川第三小学校		台	55			〃
古川第四小学校		台	71			〃
古川第五小学校		台	84			〃
敷玉小学校		台	48			〃
古川北小学校		台	34			〃
下伊場野小学校		台	16			東部地域
三本木小学校		台	56			〃
鹿島台小学校		台	43			〃
田尻小学校		台	31			〃
沼部小学校		台	34			〃
大貫小学校		台	32			〃
岩出山小学校		台	50			西部地域
小計			676			
消費税						10%
合計						